

○総務省告示第二百二十九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項の規定に基づく指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十三日

総務大臣 山本 早苗

第六項中「、サービス制御局及びサービス制御統括局」を削る。

第七項を削る。

第八項を第七項とする。

第九項中「又は手動による通信」を削り、同項を第八項とする。

第十項を第九項とする。